八王子市高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部設置要綱

（設置）

第１条　高病原性鳥インフルエンザの市内家きんでの発生に備えた対応並びに東京都が実施する対策への協力を迅速に行うため、八王子市高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

（設置時期）

第２条　原則、次の種別ごとに警戒本部を設置する。

種　別	発生状況
野　鳥	市内で発生したとき（疑いを含む） 又は、本市が野鳥監視重点区域に該当したとき
飼養鳥	市内で発生したとき（疑いを含む）
家きん	本市に隣接する自治体（昭島市、町田市、日野市、福生市、多摩市、あきる野市、檜原村、神奈川県相模原市）で発生したとき（疑いを含む） 又は、本市が移動制限区域、搬出制限区域に該当したとき

（所掌事務）

第３条　警戒本部は、次の事務をつかさどる。

（１）国、東京都及び関係機関からの情報収集に関すること

（２）東京都が実施する防疫対策等への協力に関すること

（３）市民及び関係機関等への情報提供等に関すること

（４）その他高病原性鳥インフルエンザに関する必要な事項に関すること

（組織）

第４条　警戒本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、それぞれ次に掲げる者をこれに充てる。

（１）本 部 長　生活安全部長

（２）副本部長　経済産業部長、保健所担当部長、環境部長

（３）本 部 員　別表のとおりとする

２　前項に掲げる者のほか、本部長は必要があると認めるときは、八王子市の職員のうちから本部員を指名することができる。

（本部長及び副本部長）

第５条　本部長は、警戒本部の事務を総理する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

３　前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は、経済産業部長、保健所担当部長の順序により本部長の職務を代理する。

（会議）
第６条　警戒本部は、必要に応じて本部長が招集する。

（事務局）
第７条　警戒本部の事務局は、生活安全部防災課と経済産業部農林振興・獣害対策課に置く。

（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附　則
この要綱は、令和７年１月 24 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

別表（第４条関係）

本部員	総合政策部長、危機管理参事、市民活動推進部長、総務部長、福祉部長、健康医療部長、子ども家庭部長、経済産業部長、資源循環担当部長、まちなみ整備部長、建設部長、学校教育部長、指導担当部長、生涯学習スポーツ部長